資格取得祝金がUP！
11万5千人の仲間でつくる安心の保障

組合総合共済

23の魅力

組合費に含まれている共済です

共済A型の場合

5,370円～6,370円

※就業実態、年齢により組合費を区分しています。

組合費 ※従業員・職人の場合

月々5,970円でこんなにスゴイ！

1	病気入院（1日）	6,000円
2	病気通院・自宅療養（1日）	4,000円
3	私傷入院（腰痛含む）（1日）	3,500円
4	私傷通院（腰痛含む）（1日）	2,000円
5	私傷・固定具装着（腰痛除く）（1日）	2,000円
6	交通事故入院（1日）	3,000円
7	交通事故通院（1日）	1,500円
8	交通事故死亡	1,900,000円
9	労災・不慮の事故死亡	900,000円
10	普通死亡	900,000円
11	事故等見舞金（労務不能34日以上）	10,000円
12	臓器提供見舞金	50,000円
13	配偶者死亡	30,000円
14	実父母、二親等以内の同居親族死亡	10,000円
15	住宅全焼・全壊	130,000円
16	住宅半焼・半壊	65,000円
17	住宅一部焼・壊	25,000円
18	成人祝金	20,000円
19	結婚祝金	50,000円
20	出産祝金	20,000円
21	入学祝金	5,000円
22	資格取得祝金（国家資格）	6,000円～20,000円
23	資格取得祝金（作業主任者）	3,000～8,000円

※組合総合共済は、加入1カ月後から受給資格が発生。但し特定疾病（ガン、脳、心臓疾患、糖尿病等）は6カ月後の事由発生。
※1～5は、最高240日給付。支給条件など詳細は共済給付規定をご覧下さい。
※1～5は、初回給付時、4日間待期。1・3は5日以上の入院の場合、1日目から給付になります。
※21は、小・中学校への入学を対象とし、5,000円分の図書カードでの支給となります。
※22・23は、対象の資格を取得した際に支給されます。取得日により、給付金額が変わる場合があります。
※8～10は、64歳以下の加入で組合加入を続ける限り、終身で保障となります。

現場で必要な資格取得は組合で

東京土建足立支部会館で車両系建設機械の講習が受けられます。下記の講習を受講されていない方は身近な会場で受講する良い機会です。詳細は支部までお問い合わせください。

東京土建技術研修センターでは様々な講習をおこなっています。足場や石綿など10種目の作業主任者講習や職長・安全衛生責任者教育などなど…

2018年の秋に足立支部で受けられる 2つの講習

①職長安全衛生教育講習
日時 11月10日～11日（土、日） 2日間講習
受講料 14,000円 ※受講対象 18歳以上

②玉掛け技能講習
日時 11月9日～11日（金、土、日）
受講料 21,000円 ※受講対象 18歳以上

いずれも会場は東京土建足立支部となります。

※受講できるのは東京土建組合員に限ります。

職業病も安心 健康診断

日時 11月4日（日）

会場 足立支部会館他（足立4中正面脇）

費用 土建国保加入者の方は、無料の基本健診が受けられます。

日曜日健診・現場入場にも対応

※当日の駐車場は使用できません。

何でも相談 無料

- **法律**
  顧問弁護士が対応
- **税金・税務調査**
  申告・記帳指導、税務署と交渉
- **社保未加入相談、不払い相談、融資・経営**
  専門家とタイアップ

まずは東京土建へご相談ください

11万5千人の仲間が加入する
日本最大の建設労働組合

東京土建 足立支部

☎03-5845-5011 FAX03-5845-5014
〒121-0816 東京都足立区梅島 1-2-26 ✉：info@doken-adachi.net

東京土建足立支部 検索

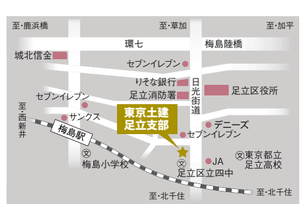

東京土建ならワンストップで手続きできます!!

建設従事者のための健康保険
※厚生年金とセットで社会保険と同等にもなる

土建国保

6つの魅力

家族全員の入院医療費が戻ります
※家族の場合、加入6カ月以内の入院は支給対象になりません

外来医療費・窓口負担も軽減
※組合員本人に限り、暦月ごと一診療報酬明細書について一部負担金から17,500円を超えた金額を払い戻し

大型の入院保障
入院5日以上で1日目から給付
3,800円～5,400円
※組合員本人に限ります。
※加入6カ月以内の入院は支給対象になりません。

保険料は区分ごとの定額制です

健康診断
※年度内1回、基本健診が自己負担なしで受けられます

インフルエンザ補助
1人2,000円補助
年度1回

国内宿泊旅行補助
1人3,000円補助
年度1回
※65歳～74歳以下は5,000円補助

※厚生年金適用事業所でも健保適用除外承認を受けて、東京土建国保と厚生年金のセット加入が出来ます。
このセットは社会保険と同等の扱いになることが国交省より認められています。
適用除外承認を受けるには一定の条件がありますので詳しくは支部までお問い合わせ下さい。

■2018年度保険料と疾病入院給付金

＼充実した保障／

組合員本人		保険料 都内居住者	疾病入院給付金 支給日額
法人A種	法人事業所の代表者	33,100円	5,400円
第1種	個人事業主	28,100円	5,000円
第2種	一人親方、総所得200万円以下の個人事業主	22,700円	4,700円
第3種	職人・雇用者で35歳以上の方	18,400円	4,400円
第4種	職人・雇用者で30歳～34歳以下の方	18,400円	4,400円
第5種	職人・雇用者で25歳～29歳以下の方	13,600円	4,100円
第6・7種	職人・雇用者で24歳以下の方	11,700円	3,800円
扶養家族の保険料負担は4人分までです			支給期間
成人男性	23歳以上59歳以下の男性（学生、障害者、加療のため労務不能者を除く）	11,700円×人数	入院5日以上で1日目から、最高180日分支給。ただし、国保組合加入6カ月経過後の入院から支給対象になります。
一般	18歳以上で成人男性以外の方	4,200円×人数	
中学～高校生相当	12歳以上17歳以下	3,800円×人数	
小学生相当	7歳以上11歳以下	3,000円×人数	
幼児・乳児	6歳以下	1,800円×人数	
介護保険料	40歳以上～64歳以下の本人・扶養家族	2,700円×人数	

※支給条件などは支部事務所にお問い合わせください。　※労災による入院は疾病入院給付金の支給対象になりません。　※国保入院共済の掛金（300円）が別途かかります。

■加入の月額（例）

都内在住・第4種
組合費……5,970円
保険料等……24,700円
合計 月々……30,670円

本人32歳　妻28歳　子1歳

都内在住・第3種
組合費……5,970円
保険料等……18,700円
合計 月々……24,670円

本人39歳（独身）

現場や通勤時のケガやアスベスト疾患・熱中症まで

労災・雇用保険

特別加入で事業主も労災が適用

特別加入の手続きは事務組合だけ

特別加入とは、社長や役員は一般的に労働者にあたらないため、労災を利用できません。しかし、事務組合を通じて労災保険に特別加入することで、労災保険の適用をうけられるようになります。

労災保険とは？　労災加入は事業主の法的責任です

仕事中にケガや熱中症などの病気、死亡などについて、従業員に対して工事の元請業者・事業主が責任をもって医療費、休業補償をおこなう「国の制度」です。
労災保険への加入は事業主の責任で一人でも従業員を雇っている方は保険に加入（強制）しないといけません。〈労働者災害補償保険法第3条、雇用保険法第5条〉

建設業の場合の保険料は？

建設業の場合の保険料は、元請工事額から計算します。工事には元請となる工事と下請としておこなう工事がありますが、保険料の計算は元請工事額で計算します。

■2018年度保険料と入院給付金

年間元請工事額	労務費相当額	年間保険料
10,000,000円	2,300,000円	21,850円
20,000,000円	4,600,000円	43,700円

保険料率 事業の種類によって違います。詳しくはお問い合わせください。
※建築事業9.5/1000　※既設建築物設備工事業12/1000
※ビルメンテナンス5.5/1000

計算式（建築事業の場合）
元請工事額×労務比率×保険料率＝保険料
計算例
10,000,000円×23/100×9.5/1000
＝21,850円

労災保険の主な給付

- **療養費**…傷病の治療費や手術代・薬剤費など治るまで無料
- **休業補償**…休業4日目から1日につき、平均賃金（給付基礎日額）の8割が休業期間中給付
- **障害補償**…傷病が治った後、身体に一定の障害が残った場合
- **遺族補償**…死亡したとき、遺族補償年金、遺族補償一時金、葬祭費等

雇用保険とは？（失業保険）

雇用保険は、労働者が自分の都合や会社の事情で退職しなければならなくなったとき、生活の安定をはかりながら再就職できるように支援する制度です。

保険料は？

賃金総額×保険料率
年間賃金総額　600万円
×）保険料率　×）0.012
建設業保険料（年間）72,000円

各者の負担（年間）
●事業主
→48,000円
●労働者
→24,000円

■事業主と労働者で負担

	保険料	事業主負担	労働者負担
一　般	9/1000	6/1000	3/1000
建　設	12/1000	8/1000	4/1000

現場入場時に確認されます

一人親方労災

外注職人のみなさま

一人親方は、元請労災を使えないって知ってますか？

下請・外注・出来高払いの職人さんへ

労災保険は国の保険制度です。保険料は、給付基礎日額5,000円～25,000円によって決まります。ご自身で選べます。
「一人親方労災保険」は、現場でのケガはもちろん、熱中症などにも対応します。
現場入場時に元請からの保険未加入者に対する指導が強まっています。この機会に労災保険をぜひご検討ください。

加入条件
①東京土建の組合員であること
②建設業に従事していること

所得税の控除にも
一人親方労災保険料は、社会保険料として税金上の所得控除となります。

■加入例（年間保険料）

11月1日から（月割計算）
給付基礎日額1万円に加入の場合
●65,700円÷12カ月×来年の3月末までの月数分（5カ月）＝27,375円
●月々の組合費が必要です
※別途事務費2,000円

■2018年度保険料

補償内容は自分で決められます
32,850円～164,250円（年額）
補償内容は保険料によって異なります。

■主な補償内容（給付基礎日額1万円の場合）

年間保険料（一人親方の場合）			65,700円
療養費			無料
休業補償			24万円／月
障害	片足障害		障害年金184万円
	5級の場合		特別給付450万円
死亡	選択	妻あり、55歳以上（年金）	175万円／年
		前払一時金	最大1,000万円
	扶養なし、一時金		1,000万円
	葬祭費用		61万5千円
	遺族特別給付金		300万円

来春から

キャリアアップシステムが本格稼働

建設技能労働者の処遇改善を目的とした国・業界による「キャリアアップシステム」が来年4月から本格的に稼働します。元請・下請を始め、労働者も現場に入場する際にカードが必要になり、仕事の記録を一元的に管理。将来的に仕事受注や正当なキャリアの評価、賃金アップ等が見込まれています。

建設キャリアアップセミナー
日時　10月22日（月）19:30～
会場　東京土建足立支部会館

社保未加入対策でお悩みの方へ

未加入従業員へさらに厳しい指導が！

東京土建では建設業で働くうえで必要な保険をすべて取り扱っており、1,000社を超える事業者が加入し、利用している実績があります。

社保・労働法制セミナー（36協定等）
日時　11月14日（水）19:30～
会場　東京土建足立支部会館

建設業で働くうえで加入が必要な保険
●法人事務所・5人以上の従業員がいる個人事業所は…
健康保険（協会けんぽ／土建国保※条件による）＋厚生年金＋雇用保険
●4人以下の従業員がいる個人事業所は…
健康保険＋国民年金＋雇用保険
●一人親方・外注職人
健康保険＋国民年金＋一人親方労災